

北九州市監査公表第20号

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林	一彦
同	廣瀬	隆明
同	森本	由美
同	渡辺	均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査
- 2 措置を講じた局  
港湾空港局
- 3 監査の期間  
令和3年7月9日から令和4年2月3日まで
- 4 監査公表の時期  
令和4年2月21日（令和4年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 物品管理</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理に係る備品管理について</u></p> <p>(港営課)</p> <p>指定管理者制度を導入している北九州市旧門司税関の備品のうち、市が調達した備品について、総合財務会計システムへの登録によらず、基本協定書の備品台帳（紙媒体）により管理していた。</p> <p>その管理状況を確認したところ、規格や取得時期等が同一の備品をまとめて整理しているほか、備品の識別に用いる備品整理票を貼付することなく指定管理業務の用に供するなど、1品ごとの管理を徹底していなかった。</p> <p>また、施設の維持管理に係るモニタリングにおいて適正な実地調査が行われておらず、基本協定書の備品台帳と現物との差異を把握していなかった。</p> <p>市会計規則及び物品管理要領では、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかねばならず、台帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合・検査をしておくこととされている。</p> <p>また、備品はすべて整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならないとされている。</p> <p>市指定管理者制度ガイドラインでは</p>	<p>今回の指摘を受け、令和3年11月に、北九州市旧門司税関のすべての備品について、総合財務会計システムでの備品登録及び備品整理票の貼付を行った。さらに、施設の維持管理に係るモニタリングにおいて、1品ごとの照合を行った。</p> <p>また、再発防止策として、リスク評価シートへの追記を行うとともに、令和4年3月24日の事務改善会議で課内研修を実施し、職員に周知した。</p> <p>今後も、モニタリング時に複数の職員で確認する等、適正な実地調査を行うとともに、指定管理者との連絡調整・情報共有を密に行い、備品の異動が生じた際にも、1品ごとの管理を徹底していく。</p> <p>局全体の対応としては、令和4年2月22日の局内幹部会において、指摘事項について情報共有し、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p> <p>また、事務のチェック体制の強化を図るため、同月10日、行政委員会事務局から講師を招き、係長職以上を対象とした監査研修を実施した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>、指定管理者による管理の適正を期するため、本市の財産としてふさわしい維持管理がなされているかを毎年度定期的に調査することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	